

2025 年 9 月 17 日

各 位

会社名	株式会社メタプラネット
代表者名	代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ (スタンダード市場 コード: 3350)
問合せ先	IR 部長 中川 美貴
電話番号	03-6772-3696

海外募集及び新株予約権 (MS ワラント) に関する Q&A

当社が実施しました海外募集 (以下「本公募増資」といいます。) 及び第 20 回乃至第 22 回新株予約権 (以下「MS ワラント」といいます。) について、よくある Q&A を下記の通り開示いたします。

なお、本公募増資の詳細につきましては 2025 年 8 月 27 日付「海外募集による新株式発行に関するお知らせ」及び 2025 年 9 月 10 日付「発行価格等の決定に関するお知らせ」を、MS ワラントの詳細につきましては 2025 年 6 月 6 日付「第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権 (行使価額修正条項付及び行使停止条項付) の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

Q: 本公募増資 (Reg S, Rule 144A) に関連して、IR 活動にはどのような制限がありますか?

本公募増資に際しては、米国証券法及びその他関係法令に基づき、当社及び当社関係者は一定期間にわたり IR 活動に制限を受けます。

● 公表から払込日までの期間

本公募増資の公表から払込日までの間は、投資家に対する過度な勧誘と解されることを避けるため、当社は IR 活動を適時開示が要求されるプレスリリース等の必要最低限の開示内容に限定しております。なお、本公募増資においては日本国内で金融商品取引法上の届出を行っておらず、日本国内における勧誘を行うことはできないため、本公募増資の公表から払込日までに行う IR 活動については、日本国内での勧誘行為と解されないように留意しております。

● 払込日以降の制限期間

払込日から起算して一定の期間 (原則として約 40 日間) は、米国を含む特定地域の投資家に向けて、当社株式の募集又は販売を意図した広報活動 (広告、宣伝、販促行為を含む。) を行うことができません。これには、プレスリリース、投資家向け IR プレゼンテーション、SNS 投稿等を通じた株式取得の勧誘と解され得る行為が含まれます。

● 払込日以降に制限が及ばない活動

金融商品取引法や東京証券取引所の規則に基づき義務付けられている開示 (適時開示、有価証券報告書等)、及び通常の事業活動に関する広報・IR 活動は、従来通り可能となります。

● 制限終了までの IR 活動について

ご注意: この文書は、当社の海外募集による新株式発行及び第 20 回乃至第 22 回新株予約権に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

上記の通り、当該制限期間の経過をもって IR の制限は解除されます。したがって、払込日から制限期間を経過するまでは、制限に抵触しない範囲で IR 活動を行い、解除後に通常の IR 活動を再開する方針です。

Q：本公募増資の目的は何ですか？

今回の公募増資には、当社の中長期的な成長戦略を支える以下の目的があります。

- 短期間で大量のビットコイン（BTC）を取得し、1株当たりのBTC保有数量を最大化すること（BTCイーールドを最大化すること）

これにより、既存株主の皆さまのBTCへのエクスポージャー（投資比率）を高めてまいります。

- BTC純資産価値（BTC NAV）を大幅に拡大し、優先株式発行など今後の資本政策を支える財務基盤を整えること

BTCを裏付けとする今後の優先株式の発行など、新しい資本市場商品を展開するための基盤となります。

- 規模の拡大による競争優位性の確保

BTC保有数量を拡大することで、日本市場における「BTCを裏付けとした金融商品」の先駆者としてのポジションの確立を目指します。

- 資金調達力の強化・多様化

これまで当社の資金調達は主に行使価額修正条項付新株予約権に依存してきましたが、本公募増資によって国際的な資本市場からの調達実績を積み上げることができました。今後は、より多様な手法を用いて安定的かつ大規模な資金調達を実現できると考えています。

Q：一般的に日本の企業が海外募集を実施するインセンティブは何ですか？

一般的に日本の企業が海外募集を実施する動機は以下の通りと認識しています。

- 幅広い資本基盤へのアクセス

国際的な投資家層にアクセスすることで、成長を支える資金調達の選択肢が拡大します。

- 幅広い機関投資家との対話機会

公募増資の実施期間中は、ディール・ロードショーを通じて直接機関投資家宛に発行会社の成長戦略を訴求することが可能です。これらのプロセスを通じて、世界的な資産運用会社などと直接意見交換できる環境が整います。

➤ アプローチ可能な潜在的な投資家の属性は以下の通りです。

- ◇ グローバルな投資運用会社（ロング系投資家）
- ◇ ソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド）、中央銀行
- ◇ ヘッジファンド（流動性を提供し、高度な価格発能力を有する投資家）
- ◇ ファミリーオフィス（長期的視点を持つ富裕層投資家）

- 多数の機関投資家が株主になることによるアナリスト・カバレッジの拡大効果

多数の機関投資家が株主となることで、リサーチ・アナリストによるアナリスト・カバレッジの拡大が期待できます。

- ガバナンス面での信頼性の向上

所定の引受審査やデューデリジェンスを経ることで、一定のガバナンス水準や業務運営体制が確認され、投

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行及び第20回乃至第22回新株予約権に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

資家に安心感を与えることにつながります。特に、BTC トレジャリーのように歴史が浅く新しい業種においては、公募増資を実施できる意義は大きいといえます。

- **グローバルでの認知度の向上**

グローバルな投資家層からの認知が広がることで、市場での取引量や流動性の改善につながることが期待されます。

Q：なぜこのタイミングで本公募増資を行ったのですか？

当社は、以下の理由から今回のタイミングでの本公募増資を決定しました。

- **世界的な BTC トレジャリー企業の急増**

今年に入り、グローバルで BTC を保有する上場企業が急増しており、市場全体の競争環境が大きく変化しています。

- **規模による競争優位性の確保が極めて重要な局面**

BTC 保有数量は、将来の資本政策や機関投資家からの信認に直結する最重要指標のひとつです。この局面で保有規模を拡大することは、長期的な競争優位の確立につながると考えています。

- **世界第2位の地位確保に向けた前進**

本公募増資によって短期間で BTC を大幅に積み増すことで、現在第6位である当社は、米ストラテジー社 (NASDAQ：MSTR) に次ぐ世界第2位の BTC トレジャリー企業のポジションを目指していく方針です。

- **機関投資家からの潜在的なニーズ**

通常の IR 活動や投資家との対話を通じて、多くの海外機関投資家から「資本政策を実行する際には株式取得を検討したい」との意向を確認してきました。こうしたニーズを踏まえ、より幅広いグローバル投資家層へのアクセスを図り、安定的かつ戦略的な資本基盤を構築することを目的として、このタイミングで本公募増資を実施しました。

Q：本公募増資を通じて対話した機関投資家からはどのようなフィードバックがありましたか？

機関投資家からは、主に以下の点について注目しているというフィードバックがありました。

- **日本市場のユニークな特性**

低金利環境の追い風、NISA 活用を含む個人投資家にとっての税制上のメリット、米国に次ぐ高い流動性を持つ資本市場

- **グローバルでのポジショニング**

米ストラテジー社に続く世界第2位の BTC トレジャリー企業となり得ることへの期待と、これまでの実績

- **BTC に特化した、健全な財務基盤**

同業他社に比べ負債の依存度が低いこと

さらに、将来的な優先株式の発行余地や、当社の 2025 年第2四半期決算説明資料で示した「日本初の BTC を裏付けとしたイーールドカーブの構築」というロードマップにも関心が寄せられました。

また、これらの投資家との面談を通じて、当社の経営課題について貴重な意見をいただきました。これは単なる資金調達のお機にとどまらず、今後の事業・経営戦略を検討するうえでも大変有意義な対話であったと考えています。

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行及び第20回乃至第22回新株予約権に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

当社は、本公募増資後も継続的な IR 活動を通じて、これらのグローバル機関投資家とのエンゲージメントを一層深めてまいります。

Q：株価が軟調に推移しているなかで、なぜあえて公募増資を実施したのですか？

当社は株価環境を十分に認識したうえで、以下の理由から今回の公募増資を決定しました。

● 株価環境の認識

世界的に BTC トレジャリー企業の株価は堅調に推移してきましたが、8 月以降は調整局面に入りました。当社の株価もその影響を受けていることは認識しています。

● グローバルでのポジショニング強化

逆風の中で他社には難しい規模の資金調達を実現することで、当社のグローバルにおける競争優位性をさらに拡大し、長期的な株主価値の向上につながると判断しました。

● 優先株式発行の基盤づくり

市場環境が不安定なときでも比較的発行しやすい優先株式の発行を実現するためには、早期に BTC NAV を一定規模まで引き上げることが不可欠でした。今回の増資はその基盤を整える役割を果たします。当社は、日本市場において BTC 保有数量で他社を大きく引き離し、圧倒的な優位性を確保することが、この取り組みに不可欠であると考えています。

Q：なぜBTC NAVの拡大が重要なのですか？

当社の成長戦略において、BTC NAV の拡大は極めて重要な意味を持ちます。

● 優先株式の発行余力を拡大

当社が計画している優先株式の当初発行上限は BTC NAV の 25% までと設定しており、BTC NAV を拡大することで優先株式の発行可能額を大きく増やすことができます。

● BTC トレジャリー運営で支配的ポジションを確保

大規模な BTC NAV は、当社が BTC トレジャリー運営において潜在的な競合他社に対して支配的な地位を築くための基盤となります。

● 国際市場での独自の立ち位置を確立

BTC を裏付けとした優先株式を発行できる企業はごく限られると予想しています。当社が米ストラテジー社に続く世界で 2 番目の BTC トレジャリー企業となり、優先株式を発行することは、日本及び国際資本市場での独自ポジションを確立するうえで非常に重要と考えています。当社は、この事業戦略において日本市場でリーダーシップを発揮することを目指しています。

Q：1株当たりのBTC保有数量を最大化することは、既存株主にどのようなメリットがありますか？

1 株当たりの BTC 保有数量を増やすことは、既存株主の皆さまに直接的なメリットをもたらします。

● BTC イールドの増加

1 株当たりの BTC 保有数量が増えることで、当社の主要 KPI である BTC イールドが上昇し、各株主が享受できる BTC の価値上昇へのエクスポージャーが強化されます。

● 速やかな BTC 取得による効果

今回の公募増資で調達した資金を用いて速やかに BTC を購入することで、短期間で BTC イールドを押し上げ、

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行及び第 20 回乃至第 22 回新株予約権に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

株主価値を高めることが可能です。

Q：なぜ発行価格が 553 円（払込金額 533.39 円）になったのですか？

発行価格は、日本証券業協会の規則に基づきブックビルディング方式で決定しました。基準となったのは 2025 年 9 月 9 日の終値 614 円であり、そこから 9.93% のディスカウントを適用しています。この水準は、投資家からの需要を踏まえたうえで最終的に決定されたものです。

Q：この価格設定は戦略にどう資するのですか？

今回の価格設定によって、当社は以下の成果を得ました。

- 幅広い機関投資家の参加を実現

グローバル機関投資家を含む多様な投資家層の参加を確保し、合計 3.85 億株を成功裏に販売できると考えています。

- 約 2,054 億円の調達を確保

調達資金は当社の「BTC NAV の拡大」と「1 株当たりの BTC 保有数量の最大化」に直結し、当社の中長期的な成長戦略の中核を支えるものとなります。

Q：BTC 取得資金としている約 1,837 億円はどのように配分されますか？

調達資金のうち約 1,837 億円は、2025 年 9 月から 10 月にかけて BTC の購入に充当します。これにより、BTC NAV の拡大と、1 株当たりの BTC 保有数量の増加に直接的に貢献します。

Q：BTC インカム事業への約 204 億円はどのように使うのですか？

約 204 億円は、当社の BTC インカム事業の拡大に投資します。この事業はすでに 2025 年第 2 四半期において 19 億円超の収益を計上しており、通期での黒字化を目指しています。

また、将来的にはこの事業からの収益が優先株式の配当原資としても活用されることを想定しており、当社にとって戦略的に重要な成長領域となっています。これにより、当社は、BTC 購入のための効率的な資金調達手段を確保することが可能になります。

Q：ロックアップの内容はどうなっていますか？

本公募増資にあたり、株主の皆さまとの利害を一致させるため、経営陣及び主要株主並びに当社は以下のロックアップについて引受人と合意しています。なお、ロックアップの詳細につきましては 2025 年 8 月 27 日付開示資料：「海外募集による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

- 経営陣及び主要株主のロックアップ

代表取締役や主要株主（MMXX Ventures Limited）は、株式売却等を原則として制限する 60 日間のロックアップに同意しています。

- 会社自身の新規発行制限

当社も 60 日間、原則として新株式の追加発行等を行わないことに同意しています。

- MS ワラントの扱い

既存の MS ワラントについては、2025 年 10 月以降に行使停止が解除される予定です（10 月以降の MS ワラントの行使に伴い発行する株式についてはロックアップの対象外となります）。

Q：なぜ MS ワラントの行使を停止したのですか？

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行及び第 20 回乃至第 22 回新株予約権に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

MS ワラントの行使停止は、以下の理由によるものです。

- ・本公募増資の価格決定プロセスにおいて、株価への影響を回避するため行使を一時的に停止することで、ブックビルディングや最終的な発行価格等の決定に際し、ワラント行使による需給インパクトが発生しないようにしました。
 - ・MS ワラント戦略自体は不変です
- 行使停止が解除された後は、従来通り MS ワラントを活用した資金調達戦略を継続してまいります。

Q：本公募増資の実施により MS ワラントの下限行使価額が調整されるのはなぜですか？

MS ワラントには、割当先に不利益とならないように、会社が時価よりディスカウントして新株式を発行した場合には行使価額を調整するという条項が設けられています。

本公募増資では、時価（基準株価）に対してディスカウントした価格で新株式を発行したため、この条項に基づき下限行使価額が調整されることとなります。

調整の仕組みは以下の式で表されます。

$$\text{新行使価額} = \text{旧行使価額} \times \frac{(\text{発行済株式数} \times \text{時価}) + (\text{発行価額} \times \text{新株数})}{(\text{発行済株式数} + \text{新株数}) \times \text{時価}}$$

ここで：

- ・旧行使価額：調整前の行使価額
- ・時価：本公募増資に係る払込期日の翌日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）
- ・発行価額：本公募増資に係る払込金額
- ・発行済株式数：本公募増資に係る払込期日の翌日の 1 ヶ月前の日における発行済株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数
- ・新株数：本公募増資により発行される株式数

この調整により、既存株主にディスカウントで新株式が発行された場合でも、MS ワラント保有者に過度な不利益が生じないよう、公平性が担保される仕組みとなっています。

これにより、当社が発行した MS ワラントの下限行使価額は、777 円から 637 円に調整されます。

なお、下限行使価額が調整された場合でも、すべての MS ワラントが自動的に下限行使価額で行使されるわけではありません。行使価額は従来通り、3 営業日ごとに直近 3 営業日の終値平均に基づき修正される仕組みであり、この点は不変です。なお、行使価額の調整式の詳細は、6 月 6 日付開示資料：「第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」を参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行及び第 20 回乃至第 22 回新株予約権に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。